

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(厚生労働省資料)

## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国の地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができると期待して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組み。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

## 今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

### I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

#### 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

#### 2 今後の施策の目標等

### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

#### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(厚生労働省資料)

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### ① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにいく取組を進めていく必要がある。
- さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

### ② 地域連携ネットワークづくりの進め方

- これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。
- 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
  - 地域連携ネットワークのコーディネーターを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること
- また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようになる必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(厚生労働省資料)

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組	
	ウ 機能強化のためのしくみづくり
<p>「支援」機能</p> <p>権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)</p> <p>成年後見制度の利用開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで)</p> <p>成年後見制度の利用開始後の場面 (後見人の選任後)</p>	<p>ア 共通理解の促進</p> <p>a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む)</p> <p>b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)</p> <p>広報機能</p>
	<p>イ 多様な主体の参画・活躍</p> <p>成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)</p> <p>a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</p> <p>b 中核機関と各相談支援機関との連携強化</p> <p>相談機能</p> <p>成年後見制度利用促進機能(関連制度からのスムーズな移行)</p>
	<p>ウ 機能強化のためのしくみづくり</p> <p>a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり</p> <p>b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</p> <p>c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</p> <p>成年後見制度利用促進機能(受任者調整)</p>
<p>権利擁護支援 支援機能</p> <p>相談機能</p> <p>成年後見制度利用促進機能(関連制度からのスムーズな移行)</p>	<p>a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成</p> <p>b 専門職団体による専門職後見人の育成</p> <p>成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)</p>
<p>権利擁護支援 チームの形成 支援機能</p> <p>成年後見制度利用促進機能(受任者調整)</p>	<p>a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</p> <p>成年後見制度利用促進機能(受任者調整)</p>
<p>権利擁護支援 チームの自立 支援機能</p> <p>後見人支援機能</p>	<p>a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</p> <p>成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)</p>

権利擁護支援を行う3つの場面